

第十三回国会 衆議院 電気通信委員会議録第三十号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

- 委員長 田中 重彌君
- 理事 關内 正一君 理事 高橋 三郎君
- 理事 長谷川 四郎君 理事 松井 政吉君
- 井手 光治君 岡西 明貞君
- 加藤 隆太郎君 庄司 一郎君
- 福永 一臣君 石川 金次郎君
- 田島 ひで君 稻村 順三君

出席國務大臣

- 電気通信大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

- 電気通信 平井 太郎君
- 政務次官 山下 知二郎君
- 電気通信監 大泉 周藏君
- 官(大臣官房 審議室長) 山岸 重孝君
- 電気通信事務 田辺 正君
- 官(大臣官房 人事部長) 花岡 薫君
- 電気通信事務 横田 信夫君
- 官(業務局長) 中尾 徹夫君
- 電気通信事務 官(総務局長) 専任
- 電気通信技官 (施設局長) 専任

委員外の出席者

- 電気通信 専任 専任
- 事務次官 専任 専任
- 専門員 吉田 弘苗君
- 専門員 中村 寅市君

五月二十七日

委員益谷秀次君辞任につき、その補

第一類第十四号 電気通信委員會議録第三十号 昭和二十七年五月二十八日

欠として岡西明貞君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十八日

放送法の一部を改正する法律案(高橋三郎君外五十三名提出、衆法第五四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

日本電信電話公社法案(内閣提出第一二二二号)

日本電信電話公社法案(内閣提出第二二二二号)

国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二二二号)

○田中委員長 これより開会をいたしました。

日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を一括議題とし、質疑を続けます。石川金次郎君。

○石川委員 国際電信電話株式会社法案を以下会社法案と言います。会社法案附則の第二十四、電気通信設備評価審議會でありますか、この審議會には経費は必要といたしませんか。

○花岡政府委員 この電気通信設備評価審議會は郵政省に置くことになつておりますが、これは実は最近におきまして、警察電話の電気通信省への移管に關しては同様の事例がございますので、ただいまお尋ねのような雑費その他多少事務執行上のいろいろの便益の問題がございますので、その点はこれこれ詳しいことは規定してございませ

せんけれども、郵政省に設置するということによりまして、ごくわずかの問題でございますので、その点はそれで大体乗り切れるだろう、こういう了解を持つております。

○石川委員 乗り切るのにわずかであつても、どこから金が出て来ますか。

○花岡政府委員 こういうような場合上の雑費あるいは筆墨その他技能者というような問題につきましては、雑費で処理ができる場合が多いのであります。したが、ただこの間いろいろと設立準備委員についてお尋ねがございましたが、まとまつた経費ということになりま

すと、報酬の問題その他設立費用というふうなものはつきりした性質を持つて来ます場合には、これは設立費用とい

まして、別途一般商法上の処理をしなければならぬかと思つてお尋ねも、ただいまお尋ねの場合は、ただ集まつて相当の資料をつくつて、その資料によつて審議決定をする。数回の會議を開くことによつて結論が出るものと考へております。従いましてごく些細な雑費以外には、評価審議會には必要はないものと考へてお尋ねのわけであり

ます。

○石川委員 しかしこの評価審議會は国際電信電話株式会社に譲渡する、移転する価格をきめるのではないのですか。その職務は……。

○花岡政府委員 その通りであります。

○石川委員 価格査定をいたしますの

には、かなりの価格査定のための費用

がかかる、日数もかなり、技術も要すると思つて、ただ単に一片のわずかな経費だから雑費から出す。その雑費はどの項目であるかわかりませんが、あとでお伺いしますが、それだけで間に合いますか。

○花岡政府委員 ただいまお尋ねのよう

なある程度まとまつた経費を必要とするというような場合は、たとえば現場に臨みまして設備を实地調査をするというふうなことも考へられるかと思

います。しかしながら郵政省に設置された一つの審議機関であるという関係からいまして、その程度の経費ならば、これはい

わゆる雑費的な処理をしてさしつかえないのではないかと、こ

う考へてお尋ねのわけであります。

○石川委員 それではその雑費は、どの雑費から出て参りますか。

○横田(信)政府委員 お尋ねの問題についてお答えいたします。先般お話がありましたように、この評価審議會は行政庁の一種だろ

うかと思つて、必要な経費があるとい

なると考へてお尋ねのわけであり

ます。

○石川委員 それではその雑費は、どの雑費から出て参りますか。

○横田(信)政府委員 お尋ねの問題についてお答えいたします。先般お話

がありましたように、この評価審議會は行政庁の一種だろ

うかと思つて、必要な経費があるとい

なると考へてお尋ねのわけであり

ます。

○石川委員 それでわかつて参りました。さつき会社の設立の費用から出す

というふうなお考へをおしやつたの

であります。それは間違ひでし

やうなことはないだろ

うかと思つて、必要な経費があるとい

なると考へてお尋ねのわけであり

ます。

○石川委員 それでわかつて参りました。さつき会社の設立の費用から出す

というふうなお考へをおしやつたの

な。そういうことはないだろ

うかと思つて、必要な経費があるとい

なると考へてお尋ねのわけであり

ます。

○石川委員 よろしいだろ

うかと思つて、必要な経費があるとい

なると考へてお尋ねのわけであり

ます。

○石川委員 これは小さいよう

な規定を置きますには、置きますだけの理由があつ

てやられたのでありま

す。これを定款を認可するとい

うことで排除してよろしいとい

うことで、排除しなければどうな

りますか、排除しないであ

るままやつて行つたら

です。もう少し申しますと、

実際に登記が可能だとい

うことまでお取調べになり

ましたか、設立登記が

可能だとい

うことまで……。

○田辺(正)政府委員 商法百六十七

条におきまして、公証人による

認証をき

めましたのは、定款の内容を

明確に

いたして、会社設立後定款

に関する紛争

等の生ずることがないよう

にというこ

とで定めたものであり

ます。従つてこ

とで定めたものであり

ます。従つてこ

とで定めたものであり

の法律におきまして、郵政大臣の認可
を明確にし、事後における紛争を防止
することができ、かように考えまし
たのでこれは排除したような次第であ
ります。

○石川委員 登記手続はそれで大丈夫
でありましたか。設立登記の場合に、
登記手続は何らさしつかえなかつたの
でありますか。

○田辺(正)政府委員 これはさしつか
えないと考えます。

○石川委員 それでは附則については
これだけにして、あと本文の方
をお伺いしたいと思います。まず公社
法のときに明確にしておけばよかつた
のですが、公社法の三條をちよつと
伺いたしたのでありますが、ここに
「公衆電気通信業務」といってありま
すが、この意味は電信法第一条の電信
及び電話と同一でありますか。さらに
電信電話より拡張せられた意味であり
ますか。

○横田(信)政府委員 今のお話の点に
つきましては、電信法にいう電信電話
の中には、個人の専用に供するものが
入つておるわけであり、一般の不
特定多数人というものでなしに、個人
の専用で、いわゆる公社でないものも
入つておる。そういう意味におきまし
て、公衆電気通信業務と申しますと
は、いささか意味が違ふように思いま
す。

○石川委員 すると電信法第一条にい
う電信電話、あれから個人的な施設を
除いたものというように承ればいいわ
けですね。

○横田(信)政府委員 さようでありま
す。

○石川委員 そこでお伺いしたいので
ありますが、本法案の第一条によりま
して、会社が国際通信業務を經營する
ことのできる権利、こういう権利は、
これは本法によつて原始的に取得され
た権利であるのか、従来国が持つてお
つた権利、業務権とかりに言いまし
う。業務権を政府より承継したとい
うことになるのか、ひとつお伺いした
いのであります。

○田辺(正)政府委員 この点につきま
しては、従来国でやつておりました
のを——会社法の附則の三十三項にお
きまして、国際電気通信業務は、「国際
電信電話株式会社ヲシテ之ヲ行ハシム
ルコトヲ得」というふうに規定いたし
ましたその趣旨は、従来国でやつてお
りましたものを、この会社設立後にお
きまして、国際電信電話株式会社にお
いて行つていく趣旨でございます。

○石川委員 御説明によりまして、国
が持つておつた業務権を会社に譲渡す
るのだ、承継するのだということにな
るようであり、そういうことにな
ると、この事業が従来非常にうかつて
おつたということになるが、それを一
個の会社に権利をただ単に譲渡してや
るのは、これは無償で行くのでありま
すか。

○田辺(正)政府委員 従来国でやつて
おりましたものを、国際電信電話株式
会社に營業権と申しますか、あるいは
業務権と申しますか、それを承継させ
るという意味ではございませんで、今
まで国でやつておりましたものを、こ
の会社設立後は、国際電信電話株式会

社が行うのだということござ
います。

○石川委員 そういたしますと、従来
国が持つておつた権利を承継するとい
うことではなくして、それはこの法が
できたから会社が業務権を取得するの
だ、こういうふうになるのですか。

○田辺(正)政府委員 そういふふう
に考えております。

○石川委員 そこで今度問題になつて
参りますのは、なぜ一体政府はこの業
務権を放棄するのか。それはちよつと
会社の設立が必要だという御説明に該
当するのだと存じますが、なぜ権利の
放棄が必要なのかということをお聞き
しておきます。

○田辺(正)政府委員 国際電気通信業
務につきましては、日本電信電話公社
と別に、民間の企業体に行わしめるこ
とが適當であるという趣旨から、さよ
うにいたしましたのでございます。

○石川委員 それでは公社に移ります
ところの業務権も、やはり公社法がで
きたから継続的に公社がこの権利を取
得するのだ、こういうふうになるので
すか。

○田辺(正)政府委員 その通りに考え
ます。

○石川委員 公社法に書いてある会社
施行の際の権利及び義務が一切公社に
移るという中には、業務権ということ
を全然考えなかつたのでありますか。

○田辺(正)政府委員 その場合には、
業務権が移る移らないということを考
える必要がないというふうにご考慮を
考へておりましたものが公社に移ります
場合に、業務上におきまして国との間
に継続的な契約もございします。またい

ろい債権債務の関係もござい
ます。そういうものはやはり公社に移し
ませんと、これは業務の関係において
妥当ではございません。従つてそうい
うふうに、国と外部との関係が生じま
した権利義務の関係は、公社に移ると
いふふうにご規定いたしましたわけござ
います。

○石川委員 とところが公社法によりま
すと、公社法が施行になりますと、国
が持つておつた電信電話の營業権、業
務権の全体が一応移るのじやないで
すか。

○田辺(正)政府委員 今のお話には、
業務権全体が移るといふお話でありま
したが、私の申し上げましたのは、国
が公社の設立の前日まで、外部との関
係によつて生じたところのいろいろ
なる権利義務の関係がございします。そ
れがそのまま公社の方に移つて参ると
いふふうにご考慮しております。

○石川委員 そこで公社法によりま
すと、電信法が改正せられて、電信電話
の業務が公社に移ることになるのであ
りますから、内外を問わず、国際通信
業務たる、それから国内における公
衆通信業務たるを問わず、一応全部
公社に移るのでありますか。

○田辺(正)政府委員 おつしやる通り
でございます。

○石川委員 そうすると、一応公社に
移るのであります。公社に移つた権
利、營業権といふものは、營業できる
法律上の地位を、本法一片の制定で公
社から奪い取るのではありませんか。

○田辺(正)政府委員 その関係は、国
でやつておりました電信電話事業の経
営が公社に移ると同じ関係でありまし
て、会社設立の日におきまして、公社

がやつておりました国際電気通信業務
に関する仕事は、会社の方に移るとい
うふうにご考慮しております。

○石川委員 そこで公社から会社に移
るといふのは、どういふ理由からであ
りますか。それでいいのかということ
です。一たび公社に与えた一つの法律
上の権利を、一片の法律でとれるの
か。とることが妥當であるといふお考
えだらうと思ひますが、その理由であ
ります。法律を制定すれば何でもい
じやないか。それが持つておつた権利
であらうとも、法律を制定すればただ
ちにとることができるといふお考
え方を聞きたい。

○田辺(正)政府委員 これは憲法の財
産権の保護と申しますか、いろ／＼憲
法に定められております権利の保護に
関する規定との関連ということだと考
えますが、これは公益上の必要により
まして、公社にありました仕事を別な
会社に移すことは適法だと考えます。

○石川委員 とところで、今度は附則の
三十三、これは電信法の改正規定であ
りますが、電信法の一部を次のように
改正する。「第一条の二に次の但書を
加える。但し主務大臣は日本国外国間
ニ於ケル電信及電話ニ関スルモノハ国
際電信電話株式会社ヲシテ之ヲ行ハシ
ムルコトヲ得」政府にはすでに業務権
はないのであります。ないものを行わ
しむることができるといふ御趣旨は、
ないものを改正するのですか。電信法
第一条の二の業務権がないものをここ
でこゝういふ改正をすることができ
てあります。全部移つたならば、す
でに第一条の業務権といふものは公
社に移つておるものをこの三十三の改

正する。移つておるものをこの三十三の改

正規定で移して行くことができるのであります。

○田辺(正)政府委員 電信法の第一条の改正でございまして、電信電話は政府がこれを管理するという事に規定しております。それでその管理の内容でございまして、電信電話に関する業務は公社に行わしめますけれども、管理という意味は、何と申しましようか、そういう業務上のことは自分で経営しないけれども、それについては国としてのある程度の監督権を申しましようか、統制権を申しましようか、そういうものはやはり留保されているものだと考えているわけでありまして、そういう意味から、公社の方におきまして、主務大臣がそういうことができると規定いたしまして違法ではないと考えます。

○石川委員 そうすると、そこに「政府之ヲ管理ス」とありますが、その管理の中には一切の支配権があるのだというふうにお聞きしておけいばいいのですか。

○田辺(正)政府委員 一切と申しまようと、実はちよつと御答弁いたしかねるのでございまして、とにかく第一条の現在の規定は「管理ス」というふうになつていまして、それを今度改正案におきまして「管理ス」としておるのであります。その意味は電信電話の業務の執行、それは公社をして行わしめるということにございまして、従つて国としてやはり電信電話の業務に対する統制——統制といつては当りません。支配といつても当りませんけれども、要するに電信電話に對し、ある程度の統制権を申しましようか、そういうものを

持つておるといふふうにご考へておられます。

○石川委員 そうなりますと、国の都合によつていつでも法規をかえることによつて、この公社から業務権といひますか、国際通信業務の権利をとることができる、国の手に収めることができる、こういうことになりましようか。

○田辺(正)政府委員 おつしやいませ、法律でもつてそういうことを規定いたしますれば、可能であると考えます。しかし實際の問題をいたしまして、そういう法律をいたしまして、それが予測されますれば、たとえ期間を五十年に限るとか百年に限るとか、いろいろな措置が必要であるかと考へるのであります。

○石川委員 妥當でないとおつしやるならば、公社からとつて行くことも妥當でないのじやありませんか。

○田辺(正)政府委員 その点ごういふふうにご考へます。公社に予定もありませんのに、公社がたとえ自分の仕事をこれだけの幅であると考えて仕事をしておられます場合に、突然にその業務内容を変更するということ、これは私法律上は可能であると思ひますけれども、妥當でないと思ひます。しかしながらこの場合におきましては、公社は七月一日から国でやつております電信電話事業の経営をいたしまして、従つて、国際電信電話業務につきましても、国際電信電話公社ができたならば、それだけの仕事はやらせるといふことを同時に規定して行くことになりましようか、公社としてはそういうことはもうわかつておるはずであります。

従つてお話のようにはならぬと思ひます。

○石川委員 公社としてはわかつておるとおつしやるが、なるほど私たちはこの法文の何からいつてわかつておりますが、国民の側からいへば法律を見ただけでありますから、公社がわかっているといふことで、みんなを納得させることにはいかないかもいれませんが、その点はお考へになつていただきたいと思ひます。それではそういうように潜在的に法律を制定することによつて、この国際電信電話株式会社から業務権は再び政府の手に収め得る、国の手に収め得るといふならば、その権利があるといふことをなぜ条文に表わさないのでしょうか。ここがみんなの言ひたいところなので、公聴会の場合におきましては、再び必要な場合には国がやれるのだ、政府がやれるのだといふことを明らかにしないと、公共のための設備、みんなのための設備に對して非常な不安がある。これを明らかにしていただきたいといふことが、公述人の意見にもあつたのであります。そのように潜在的の権利があるとしたならば、どうしてここに言ひ表わさなかつたのですか。

○田辺(正)政府委員 私たちは、この公社並びに公社を設立いたします場合に、将来と申しましても、われわれが考へておる上におきまして取入れなければならぬ期間を想定いたしましたのでございまして、近い将来と申しましようか、政府におきまして期間を予定いたしました、これを国に取上げるといふことの必要は感じてないわけにございまして、従つて公社並びに公社によつて事業の経営をやつてもらつて一

向さしつかえないといふふうにご考へておられますので、そういうふうなことは規定いたさなかつたわけでありまして、○石川委員 そこでだん／＼御説明を聞いて参りますと、結局日本国、外国間における通信及び電話に関するものは、国際電信電話株式会社をしてこれを行わしめることを得、国家が公社に行わしめるのだ、こういうことになるのでありますから、会社法の第二条に参りまして、国際電信電話株式会社は、国際電信業務を営むことが国の委託ですか、わかりませんが、国の何々によつて国際電信業務を営むる、自己の固有の権利としてではなくして、国の権利のあるものを営んで行くのだといふ表現をした方が、間違いないではないと思ひます。先ほどは本法によつて固有にできた権利だとおつしやつた。だん／＼に、行わしめるという条文からして、国から引継いだかのごとく、潜在的の権利があるとおつしやつた。どつちになるかわかりませんが、いずれにしても第二条をきめるときは、その潜在的な権利があるのだといふことを表現することが、實際にかなつておるのではありませんか。

○田辺(正)政府委員 私は第二条とこの附則の三十三の電信法第一条の二の改正でございまして、それを両方読み合せまして、第二条におつしやいませよ、なごなごな必要はないと考へます。

○石川委員 そうすると主務大臣がどういふことは、政府がどういふことになりましようか、結局この会社をしてこれを行うか、やつてみてこれはいかぬ、この事業というものはやはり政府でやつた方がいいといふ議論が出ないとも

らせるのだといふのでありますから、自分が持つておる権利を一応やめて、その代行したいものをやらせるように見られるのですが、そういう趣旨ではないのですか。

○田辺(正)政府委員 それは先ほど申し上げましたように、電信法の第一条の管理すといふことにも関連を持つて来ると思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、公社がやつておりますところの国際電信電話業務を、会社設立の日から公社に行わせるというのでございまして、それを政府の代行と観念いたしますかどうか、わかりやすい言い方をいたしますれば、それは代行といふことになりましようかと思ひます。

○石川委員 それは代行といふ御趣旨であれば、それを条文に移しておきません、これはあとでたいへんでありますよ。原始的に権利をとつておるのだといふことになりますと、今度はどうなる。あとでこの会社を政府が必要であるときに、業務権といふもの自体を評価するかしないかという問題が出て来る。代行しておるのだといふこと、その点はだまつておつておる、あとで財産はこれで行くのでありますから、財産の評価の問題が残つて来る。あとでこの国際会社の問題を、国営としてやるべきだといふ議論が将来出ないとも限らぬと予測する、そういうことを考へてこの法文をこしらへておかなければならぬ。なぜかといへば、これは非常に公共性の深い事業でありますから、一会社にまかしておく方がいゝのか、やつてみてこれはいかぬ、この事業というものはやはり政府でやつた方がいいといふ議論が出ないとも

限りません。出て来ている。世界の流れと申しましようが、傾向——その場合に問題になつて参りますから、これを聞いておくのであります。代行させるというのであるならば、その趣旨をしっかりと法文にうたわなければ、あなた方の立案の趣旨、立法の気持というものが法案に現れない。あとにいたずらに紛争を起すだけでありますから、それを明瞭にお書きにならなければならぬとお考えでしよ

○田辺(正)政府委員 今お尋ねの問題は私ばかりに考えます。これを代行と観念いたしましたも、あるいはまた代行ではなくて固有の権利をこの条文によつて発生せしめたというふうに考へたといつても、かりに将来国際電信電話業務を国でもつて回収するという場合におきまして、私は今のようないつもの考え方の相違によつてかわりないと考えるわけであらう。と申しますのは、この法律に書いてございませう。公社から国際電信電話株式会社に回収いたしますが、財産については時価を基準として収益率を参酌して決定した事になつております。従つてかりに将来国際電信電話株式会社の業務を国に回収いたします場合に、これはその会社が持つておきます資産の時価、それに収益を参酌する。これはちようどたとえば地方鉄道を買収いたします場合に規定がございませう。そういうふうな取扱ひをすればいいのであつて、これは代行と観念する、あるいは固有の権利と観念することによつて、国が会社の業務を回収いたします場合に、私は差異は生じないものと思ひます。

○勸説明員 ちよつとその点についてお答え申し上げます。ただいま田辺政府委員から御説明いたしておりますように、大体電信法あるいは無線電信法におきまして、在来は国が公衆通信事業を独占して経営しておつた。その他の施設の通信については、これは特に許可を受けなければできない。有線と無線と差がございませう。そういう意味になつておつた。そういう意味合いにおきまして国の意思というものは、公衆電氣通信事業は在来の形におきましては国の独占だ、何人も公衆通信事業を営むことができない、こういう形になつておりました。今後公社法をつくり会社法をつくりまして、電信法を改正いたしておりますのは、公社は内外を開かず公衆通信事業を営むことができるという権能を与へた。すなわちこの独占をこのおいて解除した、こういうふうな考え方の相違によつて、やはり国際電信につきましては、やはり国際電信にそういう権能を与へたのであります。国にかつて代行させるという意味ではありませう。両法案を比較してみますと、決して国際電信会社が国際通信業務を独占するという規定はないのであります。両方並行してできる形になつておりますが、政府の方針として、両法案を立案いたしました場合におきまして、原則として国際通信業務は国際会社にやらせる、こういう方針をとつておりますが、法文上ににおきましてはその点は一も明らかにされておきませう。なおまた将来におきまして他の機関に国際通信事業を許すということも、国の意思としてこれはできるものと考えております。またあるいは条約の協定によりまし

て、外国が来て国際業務を営むということも、国際条約によつて協定されなければできないことではあります。国は全体的に電信電話に関する管理権を持つておつて、それをたれにそういう権能を与へるかということ、要するに国民の意思でございませう。こういう法律体制をとつておつた。○石川委員 だん／＼にわかつて参りましたが、そういういたしますと、公社も国際通信業務を営むことができる。会社もできる。そして会社が自分もやるんだが、政府では管理権に基いて国際会社の方でおやりになつてもいい、自分がやるんだ、だから施設は売ります。○勸説明員 その点は出資の範囲につきまして協定がつかない場合には、郵政大臣が最後決定する。これは結局法律上明らかいたしました。国の管理権に照応いたしております。それからさらにこの法律においては明らかでないものであります。現在電信法を根本的に改正する法律の立案にあたりましては、この業務の範囲をやはり郵政大臣が定めるようにするという形に、電信法を根本的に改正する意図を持つております。

○石川委員 しかし一応その業務権というもので私ばかりに言うが、業務権も財産も公社に全部移るのでありますから、公社の側から言へば、国際通信は公社の方が一番いいという考えを持ちまして、御趣旨の議論を發展させて参りますと、公社の方では国際会社に業務を譲渡しないということもできるのであります。それを取上げようと思つて、別の法律を制定するならば取上げることはできるのだというその議論は別として、公社はそういうことを言えるか、そういう権能を持つておりますか。なお失礼ですが、私は主として大臣にはお聞きいたしませんので、お忙しければ御中座ください。○佐藤國務大臣 たいへん重大な問題でありますから……

○勸説明員 それは一つの他の法律の規定がない場合におきましては、公社は自分であくまでやるのだ。法律的に他に制約がなければそういうことになつておつた。但し今度の両法案において現われておつたのは、要するに出資の範囲につきまして最終的には公社は、たとえば小山の送信所はおれの方でやるのだといつても、この業務は国際会社にやらせるのは妥当だと思つて、出資しなければならぬという規定ができるように法律ではなつておつた。○石川委員 それはお間違ひじやないですか。一応施設が公社に移るといふ規定であります。大臣はこれを裁定するわけには行かぬです。法律が通ると全部移つてしまふ。全部移るのでありますから、これをやらぬといふわけに行かない。あなたの方の御苦心はわかりませう。両方立てて行こうと思つて、いろ／＼とられる政治上の政策はわかりませう。私はこの法律について聞いています。私は何も知らない国民だとはできないじやないかと思ひます。

○勸説明員 公社に全部移ります。公衆通信の施設というものは全部移ります。その上におきまして国際会社が法律が施行になり出て参りますと、この附則に書いてありますところによりまして、その分配をするということ、法律で郵政大臣が権限を持つよう書いてありますから、それは公社がこの範囲のはいやだといつてもだめだといふことになるのであります。これは法律ではつきりきめておつたのであります。

○石川委員 いやだといつてもだめだといふことは書いてないのです。書いてないからお伺ひして。○勸説明員 この法律の観念はあくまで強制的に国際会社がこれを奪ひ取るというふうな規定にはなつておつた。原則として公社と会社との間に協議してきめる。しかし協議がととのわぬ場合には郵政大臣の決定に従う。その場合において協議のつたものと認める、こういう法律の規定になつておつた。○石川委員 それは財産の範囲の紛争のとき、私の聞いておつたのは、私の方ではやるといつても言へるじやないかといふ……

○勸説明員 業務の点は、この法律によりまして小山送信所をやつても、公社の方が別に送信所を立てて国際通信業務をやらうと思へばやれる形になつておつた。○石川委員 そこで小山の方はやらぬ。自分の方でやりますといふことができないのはありませんか。

○勸説明員 お答えします。施設をやらないといふわけには、先ほど申しませう。この法律に書いてありますのでできません。協議がどのわなないとい

う場合には郵政大臣がこれを決定する
という事になつておりますから、施
設自体はどうしても郵政大臣がそれを
国際会社に移さなければならぬとい
うことになれば、この法律の規定によつ
て移さざるを得ない。しかしさるがゆ
えに業務が必ず奪われるかといひます
と、この法律だけではその点ははつき
りしてない。今石川委員がおつしや
つた通り、あくまで国際業務をやる
という事を法的に禁止する規定は出
てない、こういうことであります。

○石川委員 次官のおつしやることは
附則の四でございましょう。つまり会
社に譲渡することができるという規定
をおとりになつてゐる。四でございま
しょう。

○石川委員 五項、六項であります。
○石川委員 それでは三項を見れば
「日本電信電話公社は、会社の設立に
際し、会社に対し、現物出資をするこ
とができる。」出資することができ
るのであつて、出資すると書いてない。
できるというのはいつの場合、会
社に、できるかできないか、その意思
決定を留保せられておるときに現われ
て来る法律上の表現じゃないのです
か。私無学でもつとわかりませんけ
れども、大体そうじゃないかと思う。

○石川委員 このできるといふのは、
強制したておけません。必ず現物出
資しなければならぬといふことじゃな
い。それで国際会社の法律の全体とい
いますか、本質論から見ますれば、国
際業務を営むことができるという権能
を与えられた。従いまして電通公社の
持つてゐる施設は全部お断りだ。自分
が新たに設定するのだといふことも可
能であらうと思ひます。しかしそれは

国として二重施設になりますし、また
行政作用として郵政大臣が公社を監督
しておるといふ全面的な形から、法律
的にその用意全部ありやといふこと
なれば、電信法の改正の際に、国際
社と公社との間の業務の範囲をだれ
がきめるといふことをはつきり書いてお
きますれば、今おつしやつたような疑
問はないかと思つておつしやますが、現
在はその規定が欠けておつしやから、
施設については出資することができ
る。そこは公社と会社との間に国の施設
を二重にする必要もないといふこと
で現物出資できる規定を設けた、こ
ういふ形であります。

○石川委員 私の問いようが悪いので
すか何ですか、公社は国から引継いだ
施設なるものを会社にやらうとするま
いと、会社自体の意思によつて決定さ
れるのだ。あとで公社ができ上りま
して、経営委員会、執行機関等が、こ
れは公社がその使命を達成するために
国際通信をやらなければならぬといふ確
信があつた場合には、必ずしもその出
資をやらなくてもいいのだ、こういう
ように了承できますか。

○石川委員 法律的にはおつしやるよ
うになるかと思ひます。私ども一つの
無線施設を考えてみましても、そうい
う場合が予想できる。今まで国際通信
に使つていたが、公社としてこれは
国内通信に使いたいといふ場合にお
きまして、これは出資するのはいやだ。
国際会社は出資してもらいたいとい
つた場合、その協議がととのわざる場
合に、郵政大臣がいかに決定するか
かかると思ひます。

○石川委員 それでは進めて参りま
す。これは申し上げるのも私自身あま
り気持よくありませんけれども、委員
会において自由党の橋本委員からも質
問があつたように思われ、公聴会にお
いても自由党の石原委員から質問があ
つたように思われますが、政府が会社
案を立てられました理由について、何
となく世間の人が疑つておつた権利
を一会社に与えてしまふ、何かしら異
い、変だと思つてゐる。私は鈍感にし
てわかりませんでした。自由党の諸
君からこういう話が出た。これはひと
つ明らかにしておかなければならな
い。私はそういうことではないと思ひま
す。なぜといへば、吉田内閣が成立の
当初に、政治道徳を高揚しなければな
らぬといふことをおつしやつた。大臣
も通信事務のいろ／＼な事件が起りま
したときに、しばしば身をもつて道義
の高揚に挺身せられることを誓われて
おるのでありますから、そういうこと
はみじんもあるまいと思ひますけれど
も、お聞きしておかなければならませ
ん。政府の説明によりますと、列国間
の通信網の獲得のためにこれが必要な
のだ、こういうのであります。それか
ら通信業務の拡張のために必要なの
だ。諸外国との間に任して通信事務の
サービスをよく提供しなければならな
いのだ、こういう要請にこたえるため
には、企業活動の自由なる機動性が必
要だ、これはしばしば用いられる文句
であります。これが必要だ。だから
これを民営にするのだ、こういうので
あります。一体民営でやらなければ
おつしやつたやうなことはかなわな
い、できないかといふこと、これはや
はり明瞭にしていただきたい。あの公

社のときも何を言つたかといふと、や
はり機動性を持たせるためだ、こう言
つてゐる。公社をやつて機動性を持た
せ、その機動性ではさらに足りなくて
やるというのでは、会社の手でよほど
程度の高い機動性のあるものが生れて
来るだろうと思つたが、この公社で現
し得なかつた機動性が、会社法になつ
てどうして出て来るかといふ点を御説
明願ひたい。

○石川委員 これは御承知のように公
社の性格につきましては、政府機関に
準ずるものとして、法案におきまして
もいろ／＼政府の規律が規定されてお
るわけでありまして、また電信電話は
国内におきましては、事業の本質から
くまで独占をもつてやるといふ形に
この法案はなつておつしやります。国際通信に
おきましては、今取上げておつしや
りましたやうな理由があるので、でき
るだけ自由な形をさらに徹底さした
い。先般来からいろ／＼御意見があり
ます。よ、公社の理想形態はまだ実
現してないと思つておつしやります。
現段階においてはなにか／＼公社の理想
形態を一筆にして解決することができ
ない。しかしながら国際通信におきま
しては、国際間の競争が明らかである
のであります。ことに日本を中継して
通信が流れる。アメリカからドイツに
行く通信が日本を中継して流れる場
合には、これはまつたく一つの商売であ
る。日本の国民は何ら関係ない。電報
料金をここでかせぐといふ形になつて
おつしやります。そういう国際通信の本質
から見まして、公社案と会社案を比べ
ばなれば、企業活動がどつちがより自
由であるかといふことはおわかりにな
つてゐる点じゃないかと思つたのでござ

○石川委員 競争といふのであります
が、国内には国際電信は一箇所なので
あります。相手は外国にあるのであり
ます。外国にあるのとこつちにあるの
との競争とはどういふことですか。こ
つちが発信する、向うが受ける。向うが
発信する、こつちが受ける、これは一
つなのであります。あなたの言う競争
といふのは、国際通信に限る限り根
本的には起つて来ない。外国によしこ
れがあつても、外国の会社と競争する
といふことにならぬじやないかと思
ひます。

○石川委員 その点は少し説明が足り
なかつたかと思ひますが、国際通信に
明らかに競争があるのであります。た
とえば具体的に例をとりますと、ギリ
シヤがアメリカと通信をやる場合、こ
れは英国系を通つてアメリカと通信す
ることもできますし、直接アメリカの
系統を通るといふ場合もあるわけであ
ります。従いまして各国内、一國から
出る通信を、自分の方の通信系統に奪
うといふ競争が現在ある。東洋にお
きまして、そういうことは予想し得る
のであります。かりに韓国が国際通
信をやる場合に、通信料が非常に低
い場合には、それ／＼世界の各国に直
通回線を持つといふことは、これはな
かなか容易にできるものではないと思
ひます。また波長からいひましても、こ
れは制限されて参ります。その場合に日
本を中継して行くか、マニラを中継し

ます。段階的にさらに国際通信につ
いては企業的な自主性を与えた、こう
いふ点におきまして、その目的から見
まして一つの結果を出しておる、こう
いふように私も考えておる次第であ
ります。

て行くかという事は、まさに日本とアメリカの会社との間の競争になるわけでありませう。そういう競争は、国際通信において常に昔からあつたところでありまして、ことに直通をある国とつくるかつからないかという点において、非常な競争が起るわけでありませう。パキスタンとアメリカがかりに通信用路があるとして、日本がパキスタンと直通ルートを持ちたいという場合に、競争になりまして、いや、パキスタンとしては日本とはあまり通信がないから、マニラを中継して日本に送ればいいのだという立場もとれましようし、その際における競争というものは、やはりサービスの点とか、あるいは料金の点におきまして競争が必ず起り得る、こういう形であります。

○石川委員 その点は御専門の御説明を聞いて、わかつて参りました。それでは四條を聞いてみたい。四條の規定によりますと、株式所有の資格であります。これは当初には外国の資本支配がなかつたというので株主たり得た会社と、あとで外国支配が出て来た場合、資本が増加して来たというふうな場合は、どうなるのですか。そうすると、この会社の株式が持てないということになるのでしょうか。

○石川委員 ここに「所有すること」が「できる」と書いてあります。これに該当しない場合はできないということになります。ですから、初めは外国の支配を受けてない法人が株を持つていた場合に、そういう状態になりましたら、これは処分しなければならぬ、こういうふうな考えております。

○石川委員 だが処分するのであるか。○石川委員 その法人としましては、国際会社の株を所有することをこの法律によつて禁止されておりますから、その会社自体が処分しなければならぬし、またはそれを怠る場合には、これはもちろん訴えの対象にもなるかと思ひます。

○石川委員 訴えの対象ということになりますと、結局は株主権を停止させるのだ、こういうふうになるのですか。それからその株式はどうなつて来るのですか。株主總會における株主権はどうするか。超過して持つておつた株式を、その所有法人が処分すればいいのでありますが、しなかつた場合には、配当はどうなるのか。それからその株をいつまでも持つてゐるなら、どういう方法でこの法律にはまるような方法をおとりにするのにか。

○石川委員 これは一般の法律的な問題として解釈される問題でございます。要するに株を持つておつた者が、持つておつた場合にはどうするか。これは他の者に移さなければならぬものと思ひますが、その間株主権を行使できるかできないかという問題は、一般的な法律問題かと存じます。

○石川委員 これは条文としておもしろい条文でありますから、さらにお聞きしておきたい。株主總會があつた場合に、これに違反した法人が株主権行使に行つた場合は、株主権は行使させないのですか。

○石川委員 株主権は行使できないものと私は解釈しております。○石川委員 株式に対する利益配当は、どうなるのですか。

○石川委員 これはどうもそういう具體的な場合に会つたことがありません。ですが、あるいは会社としては配当をしないで、どこかへ供託しておく、あるいはその資格を持つておつた場合にそれを払うということになりますか、法律論といたしまして、そういう持てない者が持つておつた場合には、配当しなくていいのかわりか、その点一つの法律問題といたしまして考えますが、實際論としましては、それを他に譲渡いたしましたして、そちらの方へ配当を持つて行くということによつて処理がつくのではないかと思ひます。ともできませぬし、株主権も執行できないという形になると思ひます。

○石川委員 そうすると超過した株式の分については、これは株主権の行使もできないし、会社も配当をしない、こういうことになりませぬ。配当しないというと語弊があるかもしれませぬけれども、その株主としての配当請求権を拒むのだ。配当は帳簿でやつておるかも知れませんが、配当の金額の請求は法律用語にありませんが、応じないのだということになるわけですか。

○石川委員 完全にある配当期間に該当した場合、持つてない者が持つていた場合におきましては、持つておられる者の請求に対しては、それに応ずる必要がないという法律解釈でいいのじやないかと思ひます。

○石川委員 わかつて参りました。次官がおつしやいましたように、非常に珍しい法文で、あまや問題が起きたときに解釈しなければならぬから明らかにしました。そのとき、株式を持つて

ことはいかぬから、会社が行つて何かできますか。方法がありますか。持つてゐることはさしつかえないが、配当請求と株主権の行使を拒んでゐるのだ、これだけですか。

○石川委員 この法律の解釈になりませんが、持てない者は配当も受けないし、株主権も行使しなければ、持つていていいという規定になつていないと思ひます。やはりこれは持つてないのだから、持てないような措置をとること強制して行かなければならぬのではないかと、この法律の解釈として考えます。

○石川委員 その強制するという方法は、競売法にはちよつと出て来ませぬ。この場合競売で処分するということは出て来ないじやないでしょうか。これは私言い切ることではござんせんけれども、競売申請にこの場合はないかもしれませぬ。ただ取返して来るわけには行かぬですからね。

○石川委員 その法律の規定は、これは明らかではないのでござんせん。これはの解釈論といたしまして、もちろん会社としては、そういうものを持つてはいかぬということが法律に書いてあるのですから、会社の責任者としてその持主に対して、お前は持つてないのだ、これをだれかに譲り渡さなければならぬという言はませぬし、またもしあくまで持つていた場合は、裁判にひつかけてどうなるというものは別として、とにかく法律の解釈の問題として発展して行く問題かと思ひます。

者が適当にやつたらよからうという法律でござんせんか。○石川委員 なくつたものと考え、とにかく株主権も行使することができないし、配当もできませんから、盗難にかかつて、だれも持主がないという形になりますか、そこらにまつた、この法律をいかに解釈するかの問題でござんしまして、会社としては、そういうものがあつた場合にはただちに、お前は持つてないのだということをお告して、あるいは裁判所に訴えて、そういうものの株式を無効にするというふうなことができるかできないか、新たな法律解釈として考えて行かなければならぬのじやないかと思ひます。

○石川委員 立案なすつたときどういうふうにお考えなすつたか。むしろ直接法文をおこしらへになつた方からお伺ひした方がいいかもしれませぬ。

○石川委員 要するにこの点は株式の所有の無資格者をつつたということ、立案者の意思であります。

○石川委員 ただそれだけでは法としては解決しなくなりませぬ。やはり執行まで行きませんと、別な法律でとつしやいますけれども、解決の方法をこしらへませぬといけないのじやないかと思ひます。

を持つているというような事態は、事實上経済的には問題はなかつたのでありまして、何かの意図でもつてそういうことをやるという場合に、名義書きかえは、もちろん新たなやる場合はできません。初め持つていて、そうなた場合の処置ということが御質問の要点でございますが、法律的な措置はできるものと考へております。

○石川委員 過去にありましたのは、たとえば日本銀行の株式の所有禁止であります。その場合は株券の名義書きかえに困るので、はつきり用が足りたのです。今度は外国資本の債権という問題が入つて参りましたもので、われわれも考へてみたわけです。結局こうなりはしませんか。株主として権利行使を許さない、株主総会に來て権利を行使することもできないのだ。それだけでいいのだ。持つておつたつて一文にもならないから、持つていらつしやい。競売して処分するといふことまで考へなくてもいいじやないでしょうかどうでしょう。

○勸説委員 実際におきまして、さうであると思へます。

○石川委員 それから第八條であります。この第八條で、この会社に外資が入りました場合、国会の議決を得た範圍で國が保証するといふのであります。この保証をする場合、これは保証契約によつて明らかになるかもしれませんけれども、保証する場合、日本による保証責任ですか、債権者國たる方の保証なんですか、保証の責任はどちらによるのでしょうか。

○横田(信)政府委員 私どうも頭が悪いもので、今のお話の趣旨がよく

くわからなかつたのですけれども、これは国会の議決を経た金額の範圍内において元利支払ひ保証を、政府が保証契約をいたすといふ問題で、別に疑問ないじやないかと思へます。

○石川委員 それじやないでしよう。この保証債務の負担は、保証人の法律上の義務がどういふものであるかといふことは、民法の中に規定があるのじやないでしようか。各国に民法がありますね。そうすると保証といひましても、連帯保証もあれば、單純保証もある。單純保証の場合には、保証人はこの権利、こつて義務を持つておる。ドイツなどは日本に似ておるかも知れませんが、私は學者でないからわかりませんが、アメリカの場合における保証と必ずしも合致しないかも知れません。そうなりますと、金を貸した方の法律による法律上の保証の責任を負うのか、日本の債権法によつてきめられた保証人としての責任を負うようになるのか、どちらに行くのか。それを保証する場合は、そんな不明瞭なこととはしない、保証の限度をちゃんと証書に書くよとおつしやるのか。証書に書くならば、どちらの法律のものを書くよくなるのか、これをお聞きしておきたいと思へます。

○横田(信)政府委員 その点につきましまして、この保証契約は国内法に基く規定でありまして、日本の国内法に基く保証契約をする、こつていふうに解釈をいたすべきだと思へます。

○石川委員 それでわかりました。ところで会社の企業になりますと、これは申し上げるまでもなく会社といふのはそもそもの發生から、どんな目的があるかといふと、資本を擁護する、そ

の次に利益をとつて行くといふこと、資本を擁護し利益をとつて行くといふことは、会社の生命であります。そのために公共の福祉といふことは忘れがちなことであつた。資本といふものは何だか聞いたところがある、あれは一分の利益があるときは目をさます、五分の利益があるときは立ち上る、一割の利益があると活動を始め、十割の利益があると殺人強盗をあえてする、こつていふうに資本のこつてを教えたといひますが、さういふものに公共の事業をまかせるのでありますから、ずいぶん危険だと私は思ふ。それはだれも私は悪人だと言ふ者はございせん。私のような足りない者でも、さかしく思つておるのじやないか。

○田辺(正)政府委員 お尋ねの点は、第十五條に郵政大臣は、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。といふことが書いてございまして、それからこの会社法案全体を通じて、会社に対してある程度監督をいたしたるわけでありまして、さういふものを通過して、今お話になりましたやうな、さういふやうなこつてできないやうなやつて行ける、かやうに考へておられます。

○石川委員 十五條は、ちやんとそのときの準備のための条文だらうと拝見しておられます。ところが監督をやつた場合、聞かないかも知れない。これは利益追求がいいとか悪いとかではないが、会社の本質はさうなるのです。自分、監督とか命令といふことになれば、株式会社がなればならぬ。その証據には、株式会社がなればならぬ。自

事に対して着実であること、取扱いが公平であるといふ点については、非難がなかつたと思ふ。少くとも取扱いに對しては公平であつた。ある人、ある資本が左右するといふことはなかつた。これは日本における通信事業の私法は誇りであつたと思ふ。これを利益追求を主とするところの会社にまがして行くといふことになりますと、どうも取扱いの公平といふことが非常に困難になりはしないか。その防止を法のこつて規定したか。その場合には、さつき田邊さんがおつしやつたですが、法をまたこしらえて取上げますか。さういふ不公平が現われて來たら、また法を制定してこれを取上げてしまふか。さういふ決意でこの法案を出されておられるかどうか。

○勸説委員 お答えいたします。この会社が、さういふうに公共の利益を害するやうなことがありましたら、國民の意思ではありとせんとすか、あるいは他の機關にやらせるといふ措置は、当然できるものと考へております。

○石川委員 そこでさう安心させてくださるために、この条文にお書きくださったらどうでしょう。今お書きくださった意思がございせんか。それを条文に表わしてくれといふやうに、修正のお考えを持つておられる方が、この委員中にも限りません。それをお入れになるお考えがございせんか。

○勸説委員 現在の電信法の態勢と、先ほど申し上げましたが、これは書かなくとも当然さういふことがございせんか。さういふことを考へますので、せつたくさういふ目的を持つて、國際通信の發達のために、國際通信会社をつくるという觀念になつておるのであります。さういふことが絶対にできなれば、これは書かなければならぬ。さういふことも、書いてなくてもできると

分の資本に傷がつくと思ふならば、どんなに長年難儀してくれた従業員でも、涙なく首切るのが従来の例でありました。それは皆さんも見ておられる。さういふやうな不公平なこつと、公共の福祉に反することがあつた場合には、法律をこしらえて、その業務を國家の手に移すぞといふ決意があるかどうか。さういふ決意がなくなつて、この法案をこしらえたといふことですか。ただ単に利益追求の機關に渡すのでありますから、それを考へないでやるといふことは、少し變だと思へますが、それはどうですか。

○長谷川委員 閣下は... いろいろ考えて、しいて修正する必要がないかと考えております。

○長谷川委員 それではお聞きするのですが、電信法は明治三十年年かにかきておるのでありますが、その中に国際電気通信会社というのがあつたが、その法案をもつて昭和二十二年に取上げたのですが、それは何条にあるかを御説明ください。

○長谷川委員 かつてありました国際電気通信会社は、総司令部の指令によつて廃止したのであります。それから、要するにこの会社は、この法律によつて国際通信業務を営む権能を与えられておる。電信法におきまして、国は電信電

○長谷川委員 管理と監督ということがあるのですけれども、一旦民間会社に与えられた権利を、管理、監督という名前だけでもつて、どうしても国が必要だということは、私はあまり先

に行かなくとも起つて来ると思つております。そういう場合に、何か法文というものにはつきり現われていなければ、困りはしませんかというところが私の一番心配することです。この中全体で一番心配することなんです。でありますからその育成発展とか、こういう問題はまことにけつこうだと思ひますが、そういう場合でなく、もし国で必要なきに、それを監督という名前で取上げられるということがない、そのときにあたつてこの法文では不備がありはしないか。そのときには伝家の宝刀を抜いて、すぐそれでもつて国の経営にかつて行くということを、何かここに入れて置かなければ困りはしませんか、こういうことなんです。決して争うのではないのです。

○長谷川委員 これは一株式会社、どんなにちつぽけな、たとえ五十四の株式会社であつても同じことです。だから法律でやられるのですけれども、そういうことを何かここに項目入れて置かなければ、せつかくこれだけの、皆さんがお集まりでつくつた法案に一行抜けていくということが、将来の災いになりはしないかと思ひます。役人は自分がつくつたものを天下一品であると思つて、これよりほかに絶対直すところがないというのが役人根性

○長谷川委員 単に監督とか何とかいうことで、そういうことを申し上げておるのではありません、もちろんこの法律によつて会社をつくらんと、そこに権利義務関係が発生いたします。それをやたらに、国民の意思に反して、かつてなことをすると思うのでございませぬ。そこではやはりこの会社を設立した目的に合致してない、あるいは別に大きな国の、国民の意思というものが表現されたという場合において、国会において十分審議されて、それを廃止するかどうかということが決定されるのであります。法律でもつてこれにさせてしまへば、めちやくちやなことができるというようなことを申し上げておるわけではないのであります。それからもう一つ、長谷川さんの言われるように、もちろんこれが絶対直すべからざる法律だということも考へておられますが、提案者といひましては、この提案の趣旨を十分御説明申し上げる、こういう態度で、決して修正がどうのこうのということをして申し上げておるのではないのであります。どうぞ御了承願ひいたします。

○石川委員 七条をお伺ひいたしました。これは先取特権の規定でございませぬ。これは社債権者が会社財産に対して優先弁済を受ける、先取特権を持つという規定であります。この社債権を發行いたしました場合に、個々の不動

産に全部登記がいらいますか。
○田辺(正)政府委員 いらないと思ひます。
○石川委員 それでは個々の動産、不動産に對して、抵当権が載つた場合、この場合はどうなりますか。その優先は...
○田辺(正)政府委員 民法の一般の先取特権に次ぐものというもので、その点の順位を規定したつもりであります。

○石川委員 その順位は拝見いたしました。拜見して、おつしやるようにこの第七條で載るのであります。社債権者に対して、先取特権ができて来る。ところが社債権のあるということは、各会社が所有しておる不動産には記載にはならない。登記されぬ。登記がないから、抵当権者が抵当権を設定して行く。その場合どつちが優先か、優劣いかにという問題です。
○田中委員 これにて休憩いたしました。午後二時再開をいたし、質疑を続行いたします。
午後三時三十分開議

○田中委員 休憩前に引続き再開いたします。
質疑を続けます。石川金次郎君。
○石川委員 午前中お尋ねいたしましたことについて御答弁を願ひます。
○花岡政府委員 午前にお尋ねのありましたことは、会社法第七條による一般担保の問題が、抵当権とどういふ關係になるかという御趣旨であつたと思ひます。非常にむずかしい問題でございまして、こまかい研究が行き届いておりませぬ、はなはだ失礼いたしました。

○石川委員 もう一度この七條を問題にして、疑義の点をお伺ひしたいと思ひます。これはあとで社債が發行されました場合に問題にならないとも限りませぬから、政府御当局の意を尋ね、本委員会においてどういふふうにご審議されたかということをお明らかにしておきたいと思ひます。

したが、私どももいたしましては、この法第七條による一般担保は、大体において登記ある抵当権と同一のものだと観念いたしておつたのでございませぬが、さらに御注意もございましたので、検討いたしましたところ、なお若干疑義もあるやに存じます。登記のある抵当権は、民法の一般の先取特権よりも優先する、こういうような説も今実は承つておりました、さらに本條一般担保の規定は、その民法上の一般先取特権に次ぐことになつておりますので、結論といたしましては、登記のある抵当権の方が優先するのではないかと存じます。第七條の規定の立法の趣旨を相対的に必要とするということが予想されておる以上、何らかの担保規定がないと、一般の個々の不動産あるいは動産に関する担保の措置を講じなければならぬ。そこで一般担保の規定は、少くとも必要である、かような趣旨におきまして、例もあることとございませぬので、その債権者保護の規定だけは存置した次第であります。なおその個々の債権返済に際しましての優劣競合の問題につきまして、多少研究が不足でございました点は、おわびいたしておきます。

○石川委員 ところで、疑義の点をお伺ひしたいと思ひます。これはあとで社債が發行されました場合に問題にならないとも限りませぬから、政府御当局の意を尋ね、本委員会においてどういふふうにご審議されたかということをお明らかにしておきたいと思ひます。

○石川委員 先取特権の規定であるが、私どももいたしましては、この法第七條による一般担保は、大体において登記ある抵当権と同一のものだと観念いたしておつたのでございませぬが、さらに御注意もございましたので、検討いたしましたところ、なお若干疑義もあるやに存じます。登記のある抵当権は、民法の一般の先取特権よりも優先する、こういうような説も今実は承つておりました、さらに本條一般担保の規定は、その民法上の一般先取特権に次ぐことになつておりますので、結論といたしましては、登記のある抵当権の方が優先するのではないかと存じます。第七條の規定の立法の趣旨を相対的に必要とするということが予想されておる以上、何らかの担保規定がないと、一般の個々の不動産あるいは動産に関する担保の措置を講じなければならぬ。そこで一般担保の規定は、少くとも必要である、かような趣旨におきまして、例もあることとございませぬので、その債権者保護の規定だけは存置した次第であります。なおその個々の債権返済に際しましての優劣競合の問題につきまして、多少研究が不足でございました点は、おわびいたしておきます。

○石川委員 先取特権の規定であるが、私どももいたしましては、この法第七條による一般担保は、大体において登記ある抵当権と同一のものだと観念いたしておつたのでございませぬが、さらに御注意もございましたので、検討いたしましたところ、なお若干疑義もあるやに存じます。登記のある抵当権は、民法の一般の先取特権よりも優先する、こういうような説も今実は承つておりました、さらに本條一般担保の規定は、その民法上の一般先取特権に次ぐことになつておりますので、結論といたしましては、登記のある抵当権の方が優先するのではないかと存じます。第七條の規定の立法の趣旨を相対的に必要とするということが予想されておる以上、何らかの担保規定がないと、一般の個々の不動産あるいは動産に関する担保の措置を講じなければならぬ。そこで一般担保の規定は、少くとも必要である、かような趣旨におきまして、例もあることとございませぬので、その債権者保護の規定だけは存置した次第であります。なおその個々の債権返済に際しましての優劣競合の問題につきまして、多少研究が不足でございました点は、おわびいたしておきます。

る。第二項が順位の規定であります。杜債権者は先取特権者として民法三百六条の——これは資料をいただきましたその参照条文にあります。三百六条の一般の先取特権、つまり三百六条に列記してある一号、二号、三号、四号の次に会社法一般財産についての杜債権者の先取特権が来るのだ、こういう御趣旨でございますか。

○花岡政府委員 その通りでございます。○石川委員 そこで六法をお持ちでしたらひとつお聞きになつてお教を願いたいのであります。商法の二百九十五条の第二項によりますと、第二項の読み方が「民法第三百六条第一号に掲ぐる先取特権二次」とありますから、民法の先に商法二百九十五条の先取特権が入るといふことに解釈できないでしょうか、そうお説みになつておられるでしょうか。

○花岡政府委員 商法二百九十五条の使用人の給与に関する先取特権は、この七条の場合の先取特権とやはり同一に入るものだと存じます。
〔委員長退席、高橋委員長代理登壇〕

○石川委員 ところがこの規定だけで商法二百九十五条の先取特権と、本法にいう七条の先取特権との順位がどうなつて行くかということはおわかりませんでしよう。明らかではありません。民法を讀む場合はこうなるのではないでしようか。民法三百六条の第一号には共益の費用という次の方に、商法の二百九十五条の「身元保証金ノ返還ヲ目的トスル債権其ノ他会社ト使用人トノ間ノ雇傭關係ニ基キ生ジタル債権」これはこの二の先取特権になつて来るのであるというように見られるのであります。ところがこの商法の二百九十五条を御考慮の外に置いて、この七条をこしらへました結果が、いざこの会社の先取特権を債権者が行使しようというときには、商法の二百九十五条が入つて来る、そこでこの法の第七條によつて担保し守ろうとしたところの杜債権者を守れないということになりはしませんか。

○花岡政府委員 その点はそういう制約は生じて来ると存じます。杜債権者の方につきましては、その問題とさらにはかにも、実は重要通信設備の場合には自由に処分ができないというような制約もございまして、総体といたしましてはやや不満足な担保であるが、かように考へておつたわけでありませう。

○石川委員 もう少し明らかにしたいのであります。この国際電信電話株式会社の杜債に依じようという人は、この法律の第七條を見まして、自分の債権がこの七條によつて担保され保護されるものだと存するに違ひないものであります。そうして会社の責任は、この第二項によつて一般先取特権に次ぐものだと存するのであります。すから、民法三百六条の中に書いてある一、二、三、四、この次に自分の権利が行使できると思つていない。そう思つておられるにもかかわらず、商法の二百九十五条の優先すべきものがさうなことに入つて来る。そうなつて来ますと、この七條で約束したことが杜債権者に実行できないということになるのではないか。そこでこの七條を、商法の二百九十五条があるのだから、商法二百九十五条の先取特権のあとに

なるということ杜債権者に明らかにしなければならぬ。この法律は法制局とも御相談になつたでありましようし、法務府とも御相談になつたでありましようか、どういふ見解であつたのでしょうか。もつとも私はよく研究しておりませんで、ちよつと条文を合せて変だと思つて聞くのであります。から、誤りなら誤りでよろしゅうございませう、この点は重要なことでありますので明らかにしていただきたい。このままでは通らないことになりませう。

○花岡政府委員 民法第三百六条の中にあります「雇人ノ給料」あるいは「共益ノ費用」こういうものに該当いたします。範囲では、この会社の杜債権者に対する担保力は弱まつておる、かように存じております。

○石川委員 私の申し上げることがちよつと理解しがたいでしようから、もう一度申し上げてお聞きしたいと思ひます。この法の七條によりますと、会社の杜債権者はどう優先されるかといふと、民法三百六条の一般の先取特権の次に優先されるんだ、こういう規定であります。これは間違ひございませんでしよう。ところが商法改正の結果、四つの先取特権の間に商法二百九十五条の先取特権が入つたのであります。そうすると、この法律をつつたときに、いかに三百六条の第四号の次に優先されるといつても、すでに存在する法律で、そこに商法二百九十五条の先取特権が入つて来る。そうすると、この七條によつて杜債権者に約束したことが実行できないということになりはしませんか。商法二百九十五条の私の読み方が誤りだとおつしやればそれでよいし、第二百九十五条を排除

するとなると、排除の規定が必要といふことになりはしませんか。つまり担保力のないものをこれに書いておる。こういう法のこしらへ方はどうかといふことをお聞きしておるのであります。

○花岡政府委員 商法第二百九十五条の規定は、実は見のがしておつたわけではございませぬ。研究は十分できておらないかもしれませぬが、この第二百九十五条に該当する場合は、實際問題としては割合に少い、むしろ予見されないといふは考へておつたのであります。しかしこれが非常に大きくなつて参りますならば、まさにお説の通りであります。しかし法の体裁としては、一応民法第三百六条の一般先取特権に次ぐ、こういうことではあります。法務府の方の意見はどうであつたかといふことではあります。他の類似の会社の場合におきましても、同じような立法になつております。實際問題としては担保力の強い、弱い、かの問題は起ると思ひますが、大体これで体系づけられるのではないかと実は考へておる次第であります。

○松井(政)委員 先ほど株式、債権等の処分と株主の権利義務についての石川委員の質問に、こういう言葉でお答えになつております。大体従来の国策会社はさうだ、こゝろお答えになつておる、ただいまの政府委員の説明では、これは従来のこの種の会社における例だ、こゝろ言つております。そこで私がお伺ひしたいのは、まず第一に、従来のこの種の会社といふのは、一体いかなる会社を例にとつたか、引例された会社名とその条項を明らかにしてもらいたい。それからもう一つは、午前申

の答弁で国策会社というお言葉をお使ひになつておりますが、戦時中における国策会社、戦後における国策会社のいづれを問はず、株式と債権との処分をめぐる株主の権利義務で、疑獄事件、汚職事件に発展した例は幾らでもあります。そこでこゝろ国策的な特殊会社をつくる場合の条文は、真剣に検討されなければならぬと思つたが、どういふ意味でそういう言葉を使つたか、この二つの点を明らかにしてほしいと思ひます。

○花岡政府委員 お尋ねの第一の点であります。私にたいして他の例と申しましたのは、戦前にあつたような国策会社の意味で申し上げたものではございませぬので、先般来問題になつております電源開発会社などのごく最近の例を例にとつたわけではあります。それから国策会社という言葉を使つたが、どういふ意味で使つたかといふお尋ねでございます。私午前中に実は国策会社という名称を使つた記憶がないのであります。もし使いましたならばその前後のことによつてさらにと御答弁いたします。

○松井(政)委員 国策会社という言葉を使ひなれば、特殊会社という言葉を使ひになつております。これは花岡政府委員であるか他の人であるかちよつと記憶がございませぬ。しかし私は聞くとすぐノートしておりましたから明瞭であります。特殊会社という言葉を使ひになつたか、国策会社という言葉をお使ひになつたか、速記録を見れば明らかであります。あなたが使ひなつておる政府委員としては、全員が

九

同一の立場で同一解釈で同一責任を負わなければならぬ性質のもので、田辺政府委員の説明でも午前中疑義が出て、石川委員は再質問をやつておりましたが、かくのごとく政府委員の間においてこの会社法案に対する法律のものもその言葉使いだけの食い違いだと思ひますけれども、本質的には違つておらぬ、答弁のときの言葉使ひの違ひだ、こゝ善意に解釈しますけれども、そういう点についてはきわめて不十分な法律案だとわれ／＼は言わないわけには参らないのです。従つて他の例、たとえば電源開発会社とこう申されるが、電源開発会社の場合における第一条の説明は、まだ半分しか答弁なされておられません、他の会社というのはどういふ会社であつて、何条のどういふところにその規定がある、こゝういふことまで尋ねておるので、電源開発会社の第何条のどこにどういふ条文の表現で、これと同一の形が出てくるかといふことをお知らせ願ひたい。

○花岡政府委員 第一点の特殊会社という言葉を御指摘になりましたが、これは私あるいはほかの政府委員も使つておる言葉かと思ひます。この国際電信電話株式会社はやはり特殊会社の性格を持つておるものと解しております。もちろん戦前におきますもつと強力な、あるいは資本的あるいは免税その他の特権において非常に程度の差がある、あるいはまた利益に対する措置の方法、あるいは政府の特権に対する利益配当の規定がある点を中心になつておると思ひます。この国際電信電話株式会社の案におきましては、そういう点はないか、あるいは非常に弱くなつております。従ひまして特殊会社

という言葉は使用いたしませんけれども、これは戦後の特殊の時代におけるもので、戦前の特殊会社とは必ずしも内容の一致しない特殊会社の意味に使つております。それから電源開発株式会社法案におきまして、一応法案が案として承認されておる段階でありましたので、電源開発株式会社法案の中の条文がちよつと同一規定を持つておられますので、その点を私申し上げたわけでございます。この電源開発促進法案は議員提出でございますので、私どもそれを引例してかれこれ責任をどういふとかいふことを申し上げるわけではございませんが、大体この程度において社債の発行は可能であるやういふうなことを銀行方面にも一応問ひただしまして、まあこの程度でよろしいのではないか、かように考えた次第でございます。

○松井(政)委員 電源開発はなるほどたゞいま議員立法で今国会に出ておられますが、そこで私は関連質問でありまして、もう一点だけお伺ひして石川委員に返しますが、電源開発の場合とこの国際電信電話会社の場合の相違は、たとえば電源開発の場合は新しい会社をつくつて、それから政府の出資の形においてはこれと同じやうな形でありませんが、あるいは端的にいへば、言葉は悪いのですけれども、電源開発会社は国有財産の払下げの形において資本を構成するものではございませぬ。この会社は国有財産であるべきものが、形式は議論があるかと思ひますが、われ／＼は一種の払下げの形において資本の構成が行われる。それで事業を開始してからいよいよ債券並びに社債の問題が発生して来る、こ

ういふ形だと思つては、従つて根本的に電源開発会社の設立の考え方と、従来国営で国有財産を運営して、たものを会社に移して、特殊会社をつくるかといふのは、根本的な要素が違つて来ると思つて、従つてその場合の債権者の権利、さらにいふゆる株式、そゝういふものは電源会社と同一の考え方、同一の法律で定めることが正しいかどうかといふことについては、われわれ非常な疑義を持つ。だからこの点は電源開発会社と同じやうな特殊会社であるから、電源開発会社と同じやうな法律でいんだといふ御解釈でいらつしやるならば、それでもけつこうでございます。われ／＼とは見解が違つておられます。もう一つ明らかにお答えを願ひます。この電源開発会社の性格と、この会社の性格といふものは、設立の当初から行つた事業、発行する社債の社会的な価値から根本的に違つて来る、そういう点をいかようにお考えになつたかといふことだけをお聞かせ願ひたい。

○田辺(正)政府委員 ただいまお話のように、電源開発会社とそれから国際電信電話会社とは、その事業内容なりその他違ふ点が多々あります。しかしお説の通りであると考えます。しかしながら両方の会社が将来社債を募集いたします場合には、社債権者の保護といふ点を考えますと、その間に大きく差異を認めることはなからうといふふうに考えられるわけでありまして、お申しますのは、電源開発会社におきまして、これは現在一番不足であります電力の増強といふ点でございまして、そのためにやはり必要な社債を吸引いたしますことを容易ならしめ

して公社に持つて行くというふうな考
えは毛頭ないのであります。

それから先ほど非常にもうかつてい
る仕事を持つて行つて、公社が非常に
苦境に立つ、これは現実の問題として
先日御説明申し上げているように、
十三億以上の利益がある。しかしなが
らこの利益というものは、現在の施設
サービスのものにおいて上つては、
あるいは現在の職員の給与その他の状
態においてそういうものが上つてい
るというふうな考えられるのでありま
して、利用者の立場から見れば、国際
通信の料金というものは、何と申しま
しても相当高いことは事実でございます。
従いまして料金が安くなれば、そ
れだけの収入が上つて来ないのであり
まして、公社が持つておりましたも
料金というものは、われ／＼として
もう少し安くして行くということが考
えられるのではないかと、いうふうな考
えですが、これは一つの料金政策ある
いは国際協定の問題でございます。そ
こでなお相当直回路を開設して行
く、あるいは機械の非常に優秀なもの
にかえて行くというふうになります
れば、必ずしもその利益は現在あるも
のが常に維持できるといふふうには考
えないのであります。私も利益とい
うものではなく、ただ利用者のサービ
スに還元して行く、これを所有してい
る人の利益に還元することではなくて、利
用者のサービスの改善に還元して行く
ということが本来の趣旨かと存じま
す。そこで現在のままにおきまして
は、公社としては明らかに収入減にな
りますが、この点につきましては、た
だもうかるからこれを民営に移すとい
う政府の考え方は絶対ではないのであ

りまして、午前も御説明いたしました
ような国際通信の特殊性というものか
ら、かかる特殊会社として、さらにわ
が国の国際通信のサービスを改善し、
また諸外国に対抗して、わが国の国際
通信を発展させようという趣旨であり
ます。公社におきまして、電話だけ
た民営に持つて行くというふうな考
えは毛頭ないのでございます。

○石川委員 一体国営には八十年の経
験があります。八十年の経験の中には
すぐれたものがあるだろうと思う。悪
い点もあつたであらうでしょう。しか
しその八十年の間日本は電信電話を国
営として来た理由には、そしてまた国際
通信業務が始まつて参りますや、こ
れを半分は国家の援助でやつて、そ
れをさらに国営にいたしました理由に
ついては、おそらく国民のためであつ
て、国家構成員全部の福祉のために国
家による経営をして来たことだろうと
思います。かつその説明しておつたの
であります。かゝる今突然と申し
てもよいが、去年ごろから国営にこ
れだけの欠陥がある。その欠陥の排除に
努力するよりも、欠陥を――八十年の
経験のあつたそのものの欠点のみを指
摘いたしました。企業体もしくは一個
の私営に移つて行くということは、は
なはだ遺憾なものと考えており
ます。もちろん私もはみなの共同の
福祉にいいのであれば反対しないので
あります。非常に疑問を持つており
ます。本来通信機関が公共の福祉に重
大な関係がありますことは、当局が
しばしば御説明になつておる通りで、
産業あるいは政治、文化の根幹をな
しておる施設であることは言うまでも
ありませんが、それが国民共同の財産と

して、国民共同のために、その利益は
国民にただちに帰つて来るように、こ
ういう制度こそが私たちの望んでやま
ない制度であるとは考へておるので
あります。ところが政府が今日これを
分断して、一は私企業にまかせようと
しておるのであります。このことに対
してどうしても私は首肯し得ないもの
があります。政府は民営であつても効
率を上げるならば、そうして安く行く
ならば、迅速に行くならば、公共の福
祉に益するのだ、こういう御説明であ
りました。しかしながらそれは資本主
義が成長期ならば、その言葉も確かに
當つております。資本主義がすでに爛
熟した末期に来たというふうな見方に
対しましては、これはだれも争わな
いのであります。非常に成熟した、爛熟
した結果、いろ／＼な弊害が起つてお
ることは申し上げるまでもありません
。政府が、新しい日本の建設に努力
しておる日本の国民に対して、国際電
信電話の経営の形態は、官営よりも

これは私営の方が最善である、こう
見られたことは、どうしても私は理
解できないものであります。政府の
十五万の従業員諸君もこれに反対し
ておる。その反対にどうして耳をか
されなかつたのでありましょうか。ど
うしてその声を聞いて検討しなかつた
のでありましょうか。国民の大多数
が、国家でやつて来たこの財産をか
えるということになりまして、どうい
うわけだろうと思つておるだろうと思
うのであります。こういう姿というもの
は、政府の目に映らなかつたのであ
らうかと私は思ふのであります。私は私
の質問を打切るにあたりまして、もう
一度次官や皆さんにお願ひいたしま

す。この法律案が正義になつておる
でしょうか。正義の要請にこたえられ
ておるでしょうか。政治力の行使の正
しさというものがこの法案を生み出し
て来なければならぬであらう。国民
生活を鼓舞向上せしめるということ
に、どうしてもこの法案は必要であ
らうか、私はこの答弁は求めませ
ん。その通りだとおしやることはわ
かつておりますから。ただ私はこの趣
旨の立場において、今まで御質問申
上げましたが、長い間御質問をして、
非礼の点はたくさんあつたらうと存じ
ますが、最後にこれをおわび申し上げ
まして、私の質問を打ち切ります。

○松井(政)委員 私はまだ公社の内
容、それから会社法についての質問を
一つもしておりません。従つてたくさ
ん残つておるのであります。内容
について一点、それから政府に対して
この公社以外のことについて、二点だけ
質問申し上げたいと思ひます。

○高橋委員代理 簡単に願ひます。
○松井(政)委員 あしたでもあさつて
でも一週間後でも、いつでも構はず
です。御要望に応じます。応じます
が、ついでだから一点だけ質問いたし
ます。

先ほど関連質問をしようと思ひまし
たけれども、石川先生の時間でありま
したのでやめたのですが、九条から十
四条までは、御承知のように認可に関
する事項をうたつております。この認
可に関する事項は監督でありますか
ら、監督の条文で全部つづられており
ますが、この監督の条文の中で、罰則
を先ほど来引例せられて御答弁なさつ
ておられますが、それもけつこうで

ございます。けつこうですが、先ほど
来申し上げているように、この種の事
業というものはあくまでもやはり公共
的なものであり、公共性を保たなけれ
ばならない、この公共性を保つという
ことについては、政府もわれ／＼も考
え方が一緒なんです。そういう場合に
に、たとえばこの国策会社がいずれか
の事情によつて――国策会社というよ
うな言葉は少しきついかもしれませ
んが、われ／＼はそのような形態だと思
つておりますから、言葉については御
了承願ひます。国策会社がいずれかの
事情によつて、その機能をサボタージュ
するやうな状態が起きた場合、ある
いは解散のやむなきに至つた場合、あ
るいは一部なり全体の事業、営業その
ものをやめなければならなかつた場
合、その場合の措置事項というものが
一項目もありません。監督の条文の中
には必要のないか、これはやるわけに
行きません。会社はあくが悪かつた
ら、この部分だけは営業をやめようじ
やないかということはできない性質の
ものなんです。その場合のことが条文
に、監督の条項の中に必要であるか
ないか、必要でないとするならば、必要
でない見解をお伺ひしておきたいと思
ひます。これが一点です。

○御説明員 その点は非常に御心配の
点かと存じます。十五条の「業務に関
し監督上必要な命令をすることができ
る。」という意味は、この業務を今ま
でやつていたのを、まつたか理由な
く、ただ営業上の困るとか、そういう
やうなことで、相手方から――これは
国際通信でございますから、相手があ
るのであります。東京とボンベイとの

通信を向うがやめようといった場合に、これはやむを得ない、それだけども会社に正当な理由なくして、そういう業務をやめる場合は、監督上必要な命令で業務をやめることを命令することができるといふに考へております。停止の場合におきましても、同様私どもは考へております。それに違反した場合に十六条の四号の規定があるのであります。

○松井(政)委員 十六条の罰則はよくわかつております。罰則で解決つ問題じゃないのです。やめるわけに行かない事業なのです。それでございましょう。だから罰則で、十万円かの罰金で解決できる問題じゃない。そこで私は郵政大臣が命令を落して、その場合に企業が継続の救済策を講ずるといふことも、この命令の範囲に含まれているかのごときだ。いまの御答弁であります。たとえばそういう命令というものは明らかに行政府としての郵政大臣の命令、それは明確にやめることのできない企業である。どんなことがあつてもやめてはならないという行政監督者の大臣の命令ではなくて、少くとも立法院が決定する条文にうたつて置く必要はないか、こういうことなんです。

○解説委員 法律的な体制といたしまして、そういう心配がある場合に規定するといふことは、一つの方法としてもちろんその必要があるかと存じます。が、本会社法案におきましては、十五條の命令によりまして、この会社の役員等がそれに従つて行動されるものといふふうな考へておられるわけでありませう。なおまた十一條におきましては、役員を選任、解任につきまして、効力

発生し認可が必要である。いろいろの面から、この会社の目的というものが国際通信をやるという目的があるのがあります。その目的に反するようなことを役員がやることを前提として特別の規定を設けなかつた、この会社の役員は、会社の目的を達成するために十分にその使命を果すものといふこと、規定を設けてないわけでありませう。

○松井(政)委員 今の問題でもつと質問があります。これは後日に譲りまして、一つ重要なことをお伺いします。われわれが当委員会において正式に決定をしまして、電氣通信事業をどうするかという建前から、小委員会が設置されたことは政府も御承知だと思います。以来一年、小委員会は第一次案から第八次案まで研究されて、八次案から修正されたものが、すなわち今さらにも修正されたもの、私どもは回りの公杜案の原案のように私どもは考へております。ところが第五次案ですが、そのころまでと記憶しておりますが、国際電氣電話株式会社をつくるというふうなことは、当初何も政府からの説明を承つた記憶がない。従つて当初には電氣通信事業を公杜にして能率を上げた方がよろしいか、国営のままにしておいた方がよろしいか、どういふ企業形態で今日の苦境を打開するかといふ根本的な考へ方は現われて来なかつたわけでありませう。ところがこれが現われて来た。これが一点、それからもう一つは、電氣電話公杜法案ないし施行法案とともにわれわれが研究した中に、重要な営業法案といふものがある。重要なる営業法案といふものがあつたはずであります。与党の諸君とも打合せをして、与党の方から督促をしていただく方がよろしいという考へ

方のもとに、理事会でも話をいたしました。非公式でも与党の委員とわれわれの間に話がありました。それでできるだけ公杜法案、施行法案、国際電氣電話株式会社法案と並行して審議をするように督促をしよう、ひとつ野党の君の方からも督促をしてくれといふこととで相談をして参つたのであります。ところがいまだに営業法案が出て来ない、なぜ出て来ないか、これが第二点、第三点は、幾たびか株式会社法案、公杜法案について、多くの委員の人たちが真剣に質問してありますが、営業法案を提出してきえおれば、質問しなくても事足りると思われれるもの並びに電氣法に關する事項等も、営業法案が出て来ればさらに明らかになるのではないかと思われれる節が多々あるのではないかと考へられる重要な、審議の過程に必要とする営業法案は、いまだに顔を見せない。しかし政府の立場もあらうと思つて、われわれは与党側の委員諸君とも打合せしながら、がまんしてやつて来ておる。苦しい答弁をし、しなくてもいい質問までしなればならぬ苦心を私わけておきなうが、何ゆゑに営業法案を出さないのかあるか。本日この三点だけを明らかにしていただいて、あとは次会に延ばしていただきたい。

○解説委員 お答へ申し上げます。営業法案の問題につきましては、私どもも当初の考へといたしましては、関係法案を一括して国会の御審議をお願いいたすといふこととやつて参つたわけでありませう。御承知のように公杜の問題は行政機構改革の問題として、政府の大きな政策として取上げられたために、その行政機構の改革の基本方針が

きまらないう限りにおきましては、他の省との折衝をして閣議決定に持つて行くといふような方向にも参りませう。従つて政府としましては、法案の提出を非常に急いで参つたわけでございますが、まず機構改正に伴うものを提出す。そこで国会の会期というものも定められておるのでございますから、それを考へまして、どうしても営業法案等が間に合はない場合も考慮しまして、附則等におきまして、電氣法の必要な改正をして御審議をお願いした、こういう形になつております。そこで今御指摘の通り営業法案等には、業務の執行等に対する公杜的な制約と申しますか、そういうものがかなり盛られてあるわけでありませうが、それは目下事務手続を急いでおりまして、何とか近々に国会に御審議を願えるように、私ども最善を尽しておりますので、遅れた点につきましてははなはだ申訳ない次第でありませうが、御了承を願いたいと思ひます。

第一点につきましては、これはもちろん小委員会にそういう問題を審議をして御説明しておつたのではなくて、まつたく行政機構改革に伴ひまして、八十年來のこの事業形態というものをかえて行くことは、これはもう明らかに政府の大きな政策の問題でございます。そこで政府におきまして慎重検討した結果、公杜以外に国際通信は特殊会社をもつてするのが適當であるといふ決定をなされたので、それに従ひまして急速に法案を提出した、こういう形になつております。これはまつたく政府の大きな政策の決定によるものでありまして、小委員会におきまして御審議を願ひました当時におきま

ては、その方針がまだ決定していなかつた。われわれ事務局としましては、一応事務的な調査を進めておつたのであります。当時政府におきまして、公杜案にするということが最終的にきまつてないといふことは、小委員会にも私からよく御説明し、御了解を得ておつたところかと存じます。

○高橋委員 代理 本日はこの程度にり質疑を続行いたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時四十八分散会

昭和二十七年六月十一日印刷
昭和二十七年六月十二日発行
衆議院事務局
印刷者 印刷局